

# 施行令

- ※ 全体像が把握できるよう、代表的なものを抽出し、整理しております。  
 ※ 整理及び紙面の都合上、御意見の表現については要約・簡素化しております。

主なご意見	見解・対応等
<b>2. 特定道路の要件</b>	
<p>(1)生活関連経路のうち、「その移動が通常徒歩で行われる道路」「その他移動等円滑化が特に必要と認められる道路」とはどのような場合に当該道路に該当するのかを明確にされたい。</p> <p>(2)「新設特定道路」の区域について、第三者(占有事業者等)が現地あるいは閲覧等可能な図書類で確認できるような措置を講じられたい。</p>	<p>(1)道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣が路線及び区間を指定したものとします。</p> <p>(2)具体的な措置については現在検討中ですが、確認できるような措置を講じます。</p>
<b>3. 特定公園施設の要件</b>	
<p>特定公園施設に該当するものとして政令で定める施設に「園内バス」等の園内を周遊する乗り物をを含めること。</p>	<p>園内バス等の園内を周遊する乗り物は、一般の旅客施設とは異なり、公園利用者の多様なニーズに対応するため、様々な構造を有することから、一律の基準適合義務を課す特定公園施設として政令に定めることは適当ではないと考えます。</p> <p>園内バス等のうち、対応が可能なものについては、できる限りバリアフリー化が進められるよう、努めて参ります。</p>
<p>野外音楽堂、建築的施設のない野球場の観覧席など、建築物ではカバーされないが人々が集まって利用する施設が含まれるべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、野外音楽堂及び野外劇場についても特定公園施設と規定しました。</p>
<p>特定公園施設の「リハビリテーション用運動施設」はなぜリハビリテーションに特化する必要があるのか。遊戯施設、運動施設などのすべてにアクセスできるようにすべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、リハビリテーション用運動施設は、他の遊戯施設や運動施設などと同様に、基準を満たす園路・広場からのアクセスのみを担保することとし、特定公園施設からは除外することとしました。</p>
<p>基準の対象となる特定公園施設に、遊戯施設と運動施設を加えてほしい。</p>	<p>遊戯施設と運動施設については、多様な形態からなる施設であり、特定公園施設として定めることは適当ではありません。そのため、基準を満たす園路・広場からのアクセスのみを担保することとしました。</p>

# 施行令

主なご意見	見解・対応等
<b>5. 特別特定建築物</b>	
特別特定建築物に「学校」を含めること。	地域開放や災害時の避難場所としても機能する学校施設のバリアフリー化を推進していくことは大変に重要であります。当面は一律に建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるのではなく、地方公共団体が地域の事情に応じて条例で措置している先駆的な事例等を注視することが適当と考えております。
<b>6. 建築物特定施設</b>	
建築物特定施設にテナント(店舗内)の部分を含めること。	テナント(店舗内)については、建築物の設計者等向けのガイドラインにおいて、高齢者、障害者等に配慮した具体的な設計例や事例を紹介し、広く周知してまいります。
劇場、公会堂等の「客席」を建築物特定施設に位置づけるとともに、車いす使用者用の設置スペースの設置を、建築物移動等円滑化基準または建築物移動等円滑化誘導基準に含められたい。	劇場等の客席、観覧席については、建築物の設計者等向けのガイドラインにおいて、高齢者、障害者等に配慮した具体的な設計例や事例を紹介し、広く周知してまいります。
温泉施設及びレジャー施設(遊具を含む。)に関する基準を設定し、改修時期等においては義務化すること。	温泉施設及びレジャー施設は、それぞれ公衆浴場及び遊戯施設として特別特定建築物に該当します。なお、遊具については、個別多様な形態を有することから、一律にバリアフリー化基準を設定することは困難です。
<b>8. 基準適合性審査等に関する政令で定める規定</b>	
福祉タクシー車両の台換えや増車の場合は届出事項とされているが、福祉タクシー車両の導入促進のうえから、別途手続きが課されることがないよう、現行の届出等で足りる審査方法とされたい。	福祉タクシーについても一般タクシーと同様の届出手続を求めているところです。
<b>9. 基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模</b>	
基準適合義務の対象になる規模(原則2,000㎡以上)を引き下げるべき。	基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模については、 ①利用者が多くバリアフリー対応の必要性が高いこと ②出入口・廊下等の段差解消や昇降機・便所等の施設配置の面で設計上の工夫の余地が大きいこと ③建設費全体に占めるバリアフリー対応に係る付加的対応コストの割合も比較的小さいこと 等の理由から原則2,000㎡以上と規定しております。 なお、公衆便所については、用途の実能に合わせ、50㎡以上と規定しております。

# 施行令

主なご意見	見解・対応等
<b>10. 建築物移動等円滑化基準</b>	
<p>【階段】 弱視者に対する対策が遅れている。ニーズが最も高いのは、階段段鼻の色づけの問題である。この点についてもしっかり取り組んでもらいたい。</p>	<p>建築物移動等円滑化基準において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段について、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものと規定しております。</p>
<p>【エレベーターその他の昇降機】 公共用歩廊への垂直移動手段について、エレベーターまたはスロープが原則であるとともに、他施設のエレベーターを使用する際は、常時利用可能なものとする。</p>	<p>建築物移動等円滑化基準において、建築物移動等円滑化経路上に階段又は段がある場合は、原則併設する傾斜路又は昇降機の設置を義務付けしております。なお、運用面については、建築物の設計者等向けのガイドラインにおいて、ソフト面のサポートの重要性を記載し、周知してまいります。</p>
<p>【エレベーターその他の昇降機】 障害者対応型の設備の設置は一つだけでは不十分である。(たとえば、5機のエレベーターがあるとして、その1機にだけ点字表示や音声案内がついている場合、他の4機は使えないなど)。</p>	<p>建築物移動等円滑化基準については、建築主等の負担面にも考慮し、高齢者、障害者等が建築物を円滑に利用するために必要とされる最低限の条件を規定しております。ただし、地方公共団体が地域の実情に応じて条例により基準を付加することを可能としているところであります。</p>
<p>【エレベーターその他の昇降機】 ハンドル式電動車いすや歩行器、ストレッチャー型車いすなどを使用する人の利用を想定した明確な基準・仕様(例えば、エレベーターの仕様を現行の11人乗りから大きな規模に変更)とすること。</p>	<p>建築物移動等円滑化基準については、建築主等の負担面にも考慮し、高齢者、障害者等が建築物を円滑に利用するために必要とされる最低限の条件を規定しております。ただし、地方公共団体が地域の実情に応じて条例により基準を付加することを可能としているところであります。</p>

# 施行令

主なご意見	見解・対応等
<p><b>【便所】</b> オストメイト用トイレの整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.災害時対策として、オストメイトの災害時避難場所や、補装具の集積所、補給体制等、非常時に対する地域行政の支援体制。</li> <li>2.応急措置ができるよう、身体障害者用トイレに、混合線(お湯と水がでる)洗面台と、交換する舗装具類や衣類を置くための棚を洗面台の左右どちらかに設置(洗面台の排水パイプは太めのものを、汚物が詰まらないように)。</li> <li>3.洗面台に付いている、車椅子用鏡は、斜めになっているので、見えにくい。即ち、立ったまま処理するので、腹部のスマートが見えなくなるので、鏡は、大型で大きめのものを、傾斜を付けずに設置。</li> <li>4.交換時に出る、汚れた舗装具や下着等を入れるためのビニールを下げるため、フックを洗面台の脇に設置。</li> <li>5.ドアの内側にもフックを付けるとコートやバックを掛けられる。</li> <li>6.男子用トイレにも汚物入れの設置を。</li> <li>7.トイレトペーパーを手近な鏡の脇に設置(便座のそばにあるものでは、手がとどかない)ローラーでなく、一枚ずつ取り出せる方式のものが良い。</li> <li>8.身体障害者用トイレには「車椅子のマーク」と同様に「オストミーのマーク」を表示(見えない障害「オストメイト」を理解して載くための唯一の方法)。</li> </ol>	<p>建築物移動等円滑化基準において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上にオストメイト対応の水洗器具を設けた便所の設置を義務付けしております。また、建築物の設計者等向けガイドラインにおいて、オストメイトの方々に配慮した具体的な設計例や事例を紹介し、広く周知してまいります。</p>
<p><b>【客室】</b> ホテルの客室をバリアフリー基準適合の義務付け対象に追加すると、大きなバスルーム(5.5平米)が必要となり、旅館業法や国際観光ホテル整備法での旅客規模(シングル室9平米以上、その他の客室13平米以上)より大きな面積が必要(通常28平米以上)となり整合性が図れなくなる。</p>	<p>旅館業法や国際観光ホテル整備法における客室の規模に依る基準は、あくまでも一般的な客室について最低限の基準を定めたものであり、バリアフリー対応を求めた客室については、当然のことながら、これらの基準とは別に付加的な対応が求められるものがあります。</p>
<p><b>【客室】</b> ホテルの客室のバリアフリー化について、「車いす対応客室」から「ユニバーサルルーム」と位置付け直した上で基準を策定すること。</p>	<p>当該客室の構造上の内容が車いす使用者の使いやすさに配慮するものであるため、「車いす使用者用客室」として規定しております。</p>
<p><b>【客室】</b> 建築物移動等円滑化基準に関しては、ホテル客室内のバス・トイレの設置に当たって、原則としてドア幅90cm以上とし、段差は設けないこと。</p>	<p>車いす使用者用客室内にある便所又は浴室等の出入口については、車いす利用者が通過できる寸法である幅80cm以上とし、段差は設けないことと規定しております。</p>

# 施行令

主なご意見	見解・対応等
<p>【駐車場】 身体障害者用駐車場を青色にペイントするなど、健常者が止められない心理状況を作るなど、具体的な活動にもう少し力を入れてもらいたい。</p>	<p>建築物移動等円滑化基準において、エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所又は駐車場の附近には、見やすい位置に移動等円滑化のための主要な設備があることを表示する標識(JIS Z8210に定められているときは、これに適合)の設置を義務付けしております。また、建築物の設計者等向けのガイドラインにおいて、①車いす使用者用である旨の表示、②乗降スペースの斜線表示、③誘導用の表示をすることが望ましい旨及び具体的な設計例や事例を紹介し、広く周知してまいります。</p>
<p>【標識】 便所の表示について、男子女子を現す記号は点字以外に、大きな画像表示をして下さい。高さ120センチ以上で30センチ角以上で男は黒、女は赤などで図柄表示してください。また、便所前を通るとセンサーが働き自動的に「右は男子化粧室、左は・・・」というように音声案内してください。</p>	<p>建築物移動等円滑化基準において、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の附近には、見やすい位置に移動等円滑化のための主要な設備があることを表示する標識(JIS Z8210に定められているときは、これに適合)の設置を義務付けしております。また、建築物のサイン計画等については、建築物の設計者等向けガイドラインにおいて、視覚障害者に配慮した具体的な設計例や事例を紹介し、広く周知してまいります。</p>
<p>【標識】 各種の標識(案内サイン類)については、はっきりした色彩の大きな文字で、視点の高さに表示することを、留意事項ではなく義務規定としてください。</p>	<p>建築物移動等円滑化基準において、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の附近には、見やすい位置に移動等円滑化のための主要な設備があることを表示する標識(JIS Z8210に定められているときは、これに適合)の設置を義務付けしております。</p>
<p>【案内設備等】 移動等円滑化のための主要な設備の配置を案内するための設備又は案内所を設けるだけでなく、当該建築物の案内冊子・ホームページに移動等円滑化のための主要な設備の配置及び有無を設けることとすること。</p>	<p>建築物の設計者等向けのガイドラインにおいて、ソフト面のサポートの重要性を記載するとともに、具体的な配慮事例を紹介し、広く周知してまいります。</p>
<p>【その他】 移動円滑化基準の対象者について、知的・精神障害者など、従前の法律で不明確であった人の利用に対応した基準・仕様とすること。</p>	<p>建築物移動等円滑化基準において、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の附近には、見やすい位置に移動等円滑化のための主要な設備があることを表示する標識(JIS Z8210に定められているときは、これに適合)の設置を義務付けしております。</p>
<p>【その他】 屋内の視覚障害者誘導設備に点字ブロック等となっているものを、点字ブロックもしくは専用マット(ソフトマット)等とし選択の範囲を広げてもらいたい。</p>	<p>視覚障害者建築物移動等円滑化経路については、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するほか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導することも認めることとしております。</p>

# 施行令

主なご意見	見解・対応等
<p>【その他】 視覚障害者誘導用ブロックについては、形状を日本工業規格に準拠したものとするとともに、色彩についても、周囲の床面と明確に区別できるよう、明度差のみならず色相差を十分に確保するべき。また、突起部分のみを床面に直接取り付ける構造のものは、面状のものに比べて視認性が著しく劣るほか、つまずきやすく危険なため、認めないこととしてください。</p>	<p>建築物移動等円滑化基準において、視覚障害者建築物移動等円滑化経路上の線状ブロック等及び点状ブロック等について、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により容易に識別できるものと規定しております。また、建築物の設計者等向けのガイドラインにおいて、点状ブロック等及び線状ブロック等はJIS T9251による形状のものを使用する旨を紹介し、広く周知してまいります。</p>
<p>【その他】 視覚障害者の円滑な移動を考慮する時に、誘導ブロックの敷設や案内設備設置などの小手先の細工に終わらないようにすべき。時にこれらの設備は、障害物となり、視覚障害者にとっても円滑な移動を妨げる原因ともなり得ることを理解すべき。</p>	<p>建築物の設計者等向けガイドラインにおいて、視覚障害者に配慮した具体的な設計例や事例を紹介し、広く周知してまいります。</p>
<p><b>11. 容積率の特例において算入されない床面積の基準</b></p>	
<p>全国に昭和30年代建設の古い病院も残っており、建て替えの時期を迎えている。1ベット当たりの相当の面積も必要であることから、バリアフリー化に際して容積率の緩和をお願いしたい。また、単なる容積率緩和だけでなく、有効に使えるように、高さ制限などの別の制限が係らないように配慮してほしい。</p>	<p>容積率の特例については、法19条で認定建築物の容積率の特例を規定し、法24条で高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例を規定しています。これらの措置は、高齢者、障害者等の円滑な利用の確保のため、通常の床面積よりも建築物特定施設の床面積が大きい建築物であっても、インフラへの影響が増大しないと判断されることから設けたものですが、高さの制限の緩和については、容積率制限とは異なり、周辺の市街地環境への影響が増大することから困難です。</p>